

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

移動タンク貯蔵所等に取り付けられている燃料油メーターの検定作業等に対する消防法上の取扱いについて(通知)

移動タンク貯蔵所等に取り付けられている燃料油メーターのうち大型車載燃料油メーター及び定置燃料油メーター(別添参照)については、従来、定期的な検定が義務付けられていなかったが、平成 5 年 11 月 1 日に施行された新計量法により 5 年に 1 度の定期的な検定が義務付けられ、検定印証に検定の有効期間の満了の年月を付記することとされた。これに伴い、旧計量法に基づく有効期間の満了の年月が表示されていない検定証印の付された当該燃料油メーターについては、平成 10 年 10 月 31 日までに新計量法に基づく検定を受けることとされたところである。

そこで、今後移動タンク貯蔵所等に取り付けられている燃料油メーターの検定作業又は検定のための事前作業(以下「検定作業等」という。)を行うに当たり事業者から各消防機関に相談があった場合には、下記の事項に留意の上指導されたい。なお、貴管下市町村にもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記

- 1 検定作業等を行うに当たり取り扱う危険物の量及び移動タンク貯蔵所に貯蔵する危険物の量は必要最小限とすること。
- 2 検定作業等を行うに当たり取り扱われる危険物の量が指定数量未満指定数量の 5 分の 1 以上の場合は、火災予防条例に基づく届出が必要となること。また、取り扱われる危険物の量が指定数量以上で、一時的に検定作業等を行う場合は危険物の仮取扱いの承認が、恒常的に検定作業等を行う場合は一般取扱所の許可が必要となること。
なお、同一場所で 1 日に検定作業等を行う移動タンク貯蔵所等が複数となる場合の危険物の取扱数量の算定は、各車両ごとの取扱数量を合算して算出することとし、移動タンク貯蔵所等 1 台(機)当たりの危険物の取扱数量の算定方法は循環系装置に対する取扱数量の算定方法に準じて行うこと。
- 3 検定作業等を行う施設が一般取扱所として許可申請がなされた場合は、消防法令の基準を満足するよう指導することは当然であるが、検定作業等が危険物の仮取扱い又は火災予防条例に基づく危険物の取扱いに該当する場合は特に次の安全対策を講ずるよう指導すること。

ア) 危険物の仮取扱いの場合

- (1) 検定を行う場所は、周囲の安全が確保でき、かつ、作業が安全にできる広さの空地を有すること。
- (2) 検定を行う場所には、柵等を設け、関係者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。
- (3) 移動タンク貯蔵所等と検定用の基準タンク又は基準メーターユニットは、接地すること。
- (4) 検定に使用するホースには、静電気を有効に除去する装置を設けること。
- (5) 検定を行う場所に「検定作業中」及び「火気厳禁」並びに危険物の類、品名、及び最大数量を表示した掲示板を設けること。
- (6) 検定中に危険物が漏れいした時に危険物の流出を防止することができる措置を講ずること。
- (7) 検定を行う場所に第 5 種の消火器を設けること。

イ) 火災予防条例に基づく危険物の取扱いの場合

火災予防条例で定める事項のほか次の安全対策を講ずること。

- (1) 検定を行う場所には、柵等を設け、関係者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。
- (2) 移動タンク貯蔵所等と検定用の基準タンク又は基準メーターユニットは、接地すること。

(参考)

移動タンク貯蔵所等に取り付けられている燃料油メーターの検定作業は、各都道府県計量検定所の検定官が次の方法により行なう予定である。

1 基準タンク方式(図 1)

基準タンク方式は、移動タンク貯蔵所等に附属する注油ホースの注油ノズルから危険物を基準タンクに注入することで燃料油メータ

一の通過量と基準タンクの注入量を比較し、器差の検査を行う。

2 基準メーター方式(図 2)

基準メーター方式は、燃料油メーターの出口側を基準メーターユニットとホースで接続し、移動タンク貯蔵所等の危険物を循環することで、燃料油メーターと基準メーターの通過量を比較し、器差の検査を行う。

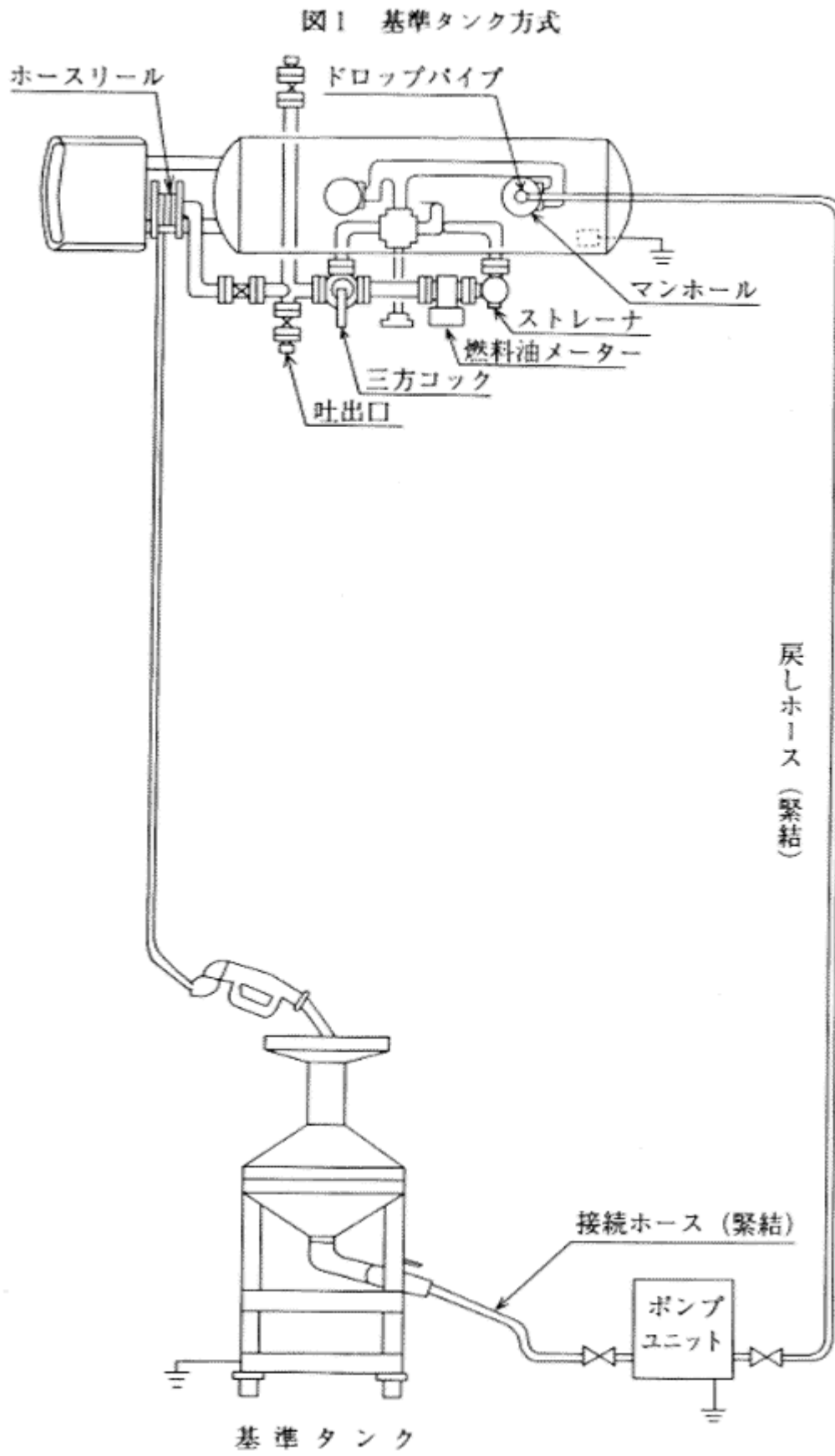
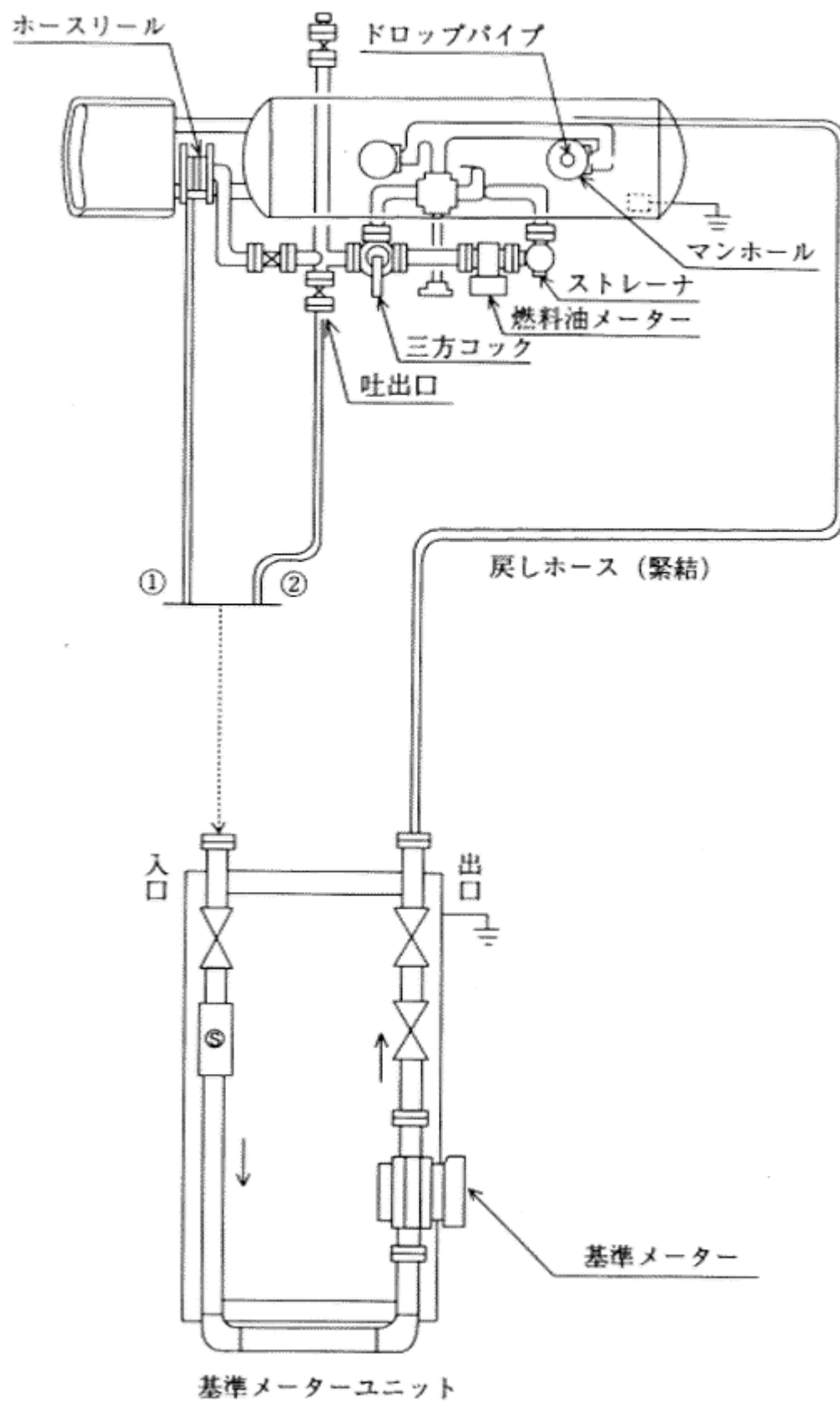


図2 基準メーター方式



燃料油メーターの新旧区分

